

# 特定口座

## F 「特定口座 譲渡損益額のお知らせ」の見方は？

### 1. お取引で譲渡益が発生し、源泉徴収が行われた場合

特定口座「源泉徴収あり」を選択されているお客さまのみに郵送されます。

換金・償還（譲渡取引）が行われた都度、その譲渡損益および1月からの累計損益をご報告するものです。

※一般口座またはNISA口座でのお取引については本状は作成されません。

**今回お取引の譲渡損益額**

今回のお取引に伴う損益額です。  
損益額=精算金額-取得金額  
※精算金額・取得金額は換金時の取引報告書でご確認いただけます。

**ご精算日**

代金がお入金になる日を表示します。

清水 太郎 様

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

作成日 2014年 7月15日  
1頁

〒424-0941 静岡県静岡市清水区富士見町2番1号  
**株式会社 清水銀行**  
(取引店)  
TEL

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

**源泉徴収額**

今回のお取引で譲渡益が発生したため、源泉徴収が行われました。  
8,785円=②所得税+③住民税  
=6,623+2,162

取引店	口座番号	基準日	ご精算日	清水 太郎 様
0100	0000000	2014. 7. 15	2014. 7. 18	

特定口座：源泉徴収あり

今回お取引の譲渡損益額	① 源泉徴収額	② (内訳) 所得税	③ (内訳) 住民税
43,248	8,785	6,623	2,162

所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が付加されております。 源泉徴収額 ①=②+③

**今回お取引後の年間損益額**

毎年直近の換金取引までの累計損益額を表示します。

前のお取引までの年間損益額	前のお取引までの年間源泉徴収額	前のお取引までの所得税徴収額	前のお取引までの住民税徴収額
88,920	18,064	13,618	4,446
今回お取引後の年間損益額	今回お取引後の年間源泉徴収額	今回お取引後の所得税徴収額	今回お取引後の住民税徴収額
202,057	41,046	30,944	10,102

平成22年以降、源泉徴収・配当受入の口座については、配当と譲渡の損益通算を行います。本お知らせにこの内容は含まれておりません。(単位：円)

**SAMPLE(見本)**

記載された数字はサンプルであり、実際の運用結果ではなく、また運用の見込みを示すものではありません。

### 取得金額とは？

- 換金・償還（譲渡取引）の受取時の損益額を計算する際には取得単価をもとに算出した取得金額を使用します。
- 取得単価は個別元本に申込手数料と消費税を加えたものですが、「元本払戻金（特別分配金）」の発生時等の都度修正されます。その為、取得金額は当初購入された際に要した金額と一致しないことがあります。
- 換金時における利益は、課税の対象となります。  
※ 税制が改正された場合等は、前記の内容が変更になることがあります。  
※ 税務上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

## 2. お取引で譲渡損が発生し、前回までのお取引で源泉徴収された所得税・住民税の還付が行われた場合

今回お取引で発生した損益額

今回のお取引に伴う損益額です。  
 損益額＝精算金額－取得金額 ※マイナス値は損失を意味します  
 ※精算金額・取得金額は換金時の取引報告書でご確認いただけます。

ご精算日

還付額

代金をご入金になる日を表示します。

作成日 2014年 7月15日  
1頁

〒424-0941 静岡県静岡市清水区富士見町2番1号  
**株式会社 清水銀行**  
(取引店)  
TEL

清水 太郎 様

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

取引店	口座番号	基準日	ご精算日	清水 太郎 様
0100	0000000	2014. 7. 15	2014. 7. 18	

特定口座：源泉徴収あり

今回お取引の譲渡損益額	① 還付額	② (内訳) 所得税	③ (内訳) 住民税
B	825	622	203
所得税には復興特別所得税（所得税額×2.1%）が付加されております。 還付額 ①＝②＋③			

  

前回お取引までの年間損益額	前回お取引までの年間源泉徴収額	前回お取引までの所得税徴収額	前回お取引までの住民税徴収額
A	D	622	203
4,066	825		

  

今回お取引後の年間損益額	今回お取引後の年間源泉徴収額	今回お取引後の所得税徴収額	今回お取引後の住民税徴収額
C	E	0	0
-1,775	0		

平成22年以降、源泉徴収・配当受入の口座については、配当と譲渡の損益通算を行います。本お知らせにこの内容は含まれておりません。 (単位：円)

SAMPLE (見本)

記載された数字はサンプルであり、実際の運用結果ではなく、また運用の見込みを示すものではありません。

今回お取引後の年間損益額

毎年1年から直近の換金取引までの累計損益額を表示します。

今回お取引後の年間損益額＝

B 今回お取引の譲渡損益額  
 ＋ A 前回お取引までの年間損益額

◆「還付額」については、超過徴収となった税額を限度に還付されます。今回のケースの場合、C がマイナスとなるため、D の825円が還付され、指定預金口座に入金されます。

換金時における利益は、課税の対象となります。

※税制が改正された場合等は、前記の内容が変更になることがあります。

※税務上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。